

平成29年（措）第6号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿七丁目5番20号

リリカラ株式会社

同代表者 代表取締役 山 田 俊 之

金沢市直江町イ12番地

シンコール株式会社

同代表者 代表取締役 緩 詰 良 彦

金沢市直江町イ12番地

シンコールアイル株式会社

同代表者 代表取締役 緩 詰 良 彦

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 リリカラ株式会社（以下「リリカラ」という。）、シンコール株式会社（以下「シンコール」という。）及びシンコールアイル株式会社（以下「シンコールアイル」という。）は、それぞれ、次の事項（シンコールアイルにあっては次の(2)及び(3)の事項）を、取締役会において決議しなければならない。
  - (1) 壁紙（主に建築物の壁、天井等の内装仕上げとして張り付ける、紙、繊維、無機質材又はプラスチックを利用した壁装用の製品のうち裏打ち材を有するものをいう。以下同じ。）について、リリカラ、シンコール及び株式会社サンゲツ（以下「サンゲツ」という。）の3社（以下「3社」という。）が平成26年3月5日に共同して

行った、販売価格を引き上げる旨の合意が消滅していることを確認すること。

- (2) 今後、相互（シンコールにあってはシンコールアイルを、シンコールアイルにあってはシンコールを除く。）の間において、又は他の事業者と共同して、壁紙の販売価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決めること。
- (3) 今後、相互（シンコールにあってはシンコールアイルを、シンコールアイルにあってはシンコールを除く。）に、又は他の事業者と、壁紙の販売価格の改定に関する情報交換を行わないこと。

2 リリカラ、シンコール及びシンコールアイルは、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、リリカラにあってはシンコール、シンコールアイル及びサンゲツに、シンコール及びシンコールアイルにあってはリリカラ及びサンゲツに通知するとともに、自社の壁紙の取引先に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 リリカラ、シンコール及びシンコールアイルは、今後、それぞれ、相互（シンコールにあってはシンコールアイルを、シンコールアイルにあってはシンコールを除く。）の間において、又は他の事業者と共同して、壁紙の販売価格を決定してはならない。

4 リリカラ、シンコール及びシンコールアイルは、今後、それぞれ、相互（シンコールにあってはシンコールアイルを、シンコールアイルにあってはシンコールを除く。）に、又は他の事業者と、壁紙の販売価格の改定に関する情報交換を行ってはならない。

5 リリカラは、壁紙の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、壁紙の営業に関わる役員及び従業員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容

については、前2項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

6 リリカラは、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を、シンコール及びシンコールアイルは、第1項及び第2項に基づいて採った措置を、それぞれ、速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

#### 1 関連事実

##### (1) 名宛人等の概要

ア リリカラは、肩書地に本店を置き、自社のブランドを付すなどした壁紙を仕入れて、販売業者、内装工事業者等（以下「販売業者等」という。）に対し直接販売するなどしていた。

イ シンコールは、肩書地に本店を置き、シンコールブランドを付すなどした壁紙を仕入れて、販売業者等に対し直接販売していた。

なお、シンコールは、平成27年3月21日、シンコールアイルに対し、吸収分割により壁紙の販売に係る事業の一部を承継させた。

ウ シンコールアイルは、平成27年1月20日、シンコールによる新設分割により肩書地を本店として設立され、同年3月21日付けで、シンコールから、前記イの吸収分割により壁紙の販売に係る事業の一部を承継した者である。

エ 名宛人以外のサンゲツは、名古屋市西区幅下一丁目4番1号に本店を置き、自社のブランドを付すなどした壁紙を仕入れて、販売業者等に対し直接販売するなどしていた。

##### (2) 壁紙の取引形態等

ア 3社は、それぞれ、壁紙の販売価格について、直接販売業者等と交渉して定めていた。

イ サンゲツの壁紙の販売金額は、我が国における壁紙の総販売金額の過半を占めており、3社の壁紙の販売金額の合計は、我が国における壁紙の総販売金額の大部分を占めていた。

## 2 合意の成立等

(1) ア リリカラ及びサンゲツは、平成25年2月以降、複数回にわたり、営業責任者による面談を実施するなどして、壁紙の仕入価格の値上がりの状況、壁紙の販売価格の改定の検討状況等について情報交換を行っていた。

イ リリカラ及びシンコールは、平成25年8月以降、複数回にわたり、営業責任者等による面談を実施し、壁紙の販売価格の改定の検討状況等について情報交換を行っていた。

ウ シンコール及びサンゲツは、平成26年3月4日、営業責任者による面談を実施し、壁紙の仕入価格の値上がりの状況、壁紙の販売価格の改定の検討状況等について情報交換を行った。

(2) 3社は、平成26年3月5日、店舗向けの設備、内装等に関する展示会が開催されていた東京都江東区所在の会場において、営業責任者による面談を実施し、同年の秋以降になると消費税率の引上げによる壁紙の需要の減少が見込まれることから、それまでに壁紙の仕入価格の上昇を転嫁するため壁紙の販売価格を引き上げることとし、サンゲツによる壁紙の販売価格の引上げの内容に合わせて、リリカラ及びシンコールが壁紙の販売価格を引き上げること合意した。

## 3 実施状況

3社は、前記2(2)の合意に基づき、次のとおり、販売業者等に対し、壁紙の販売価格を引き上げる旨の申入れを行い、当該価格を引き上げるなどしていた。

(1) サンゲツは、平成26年3月24日以降、同年6月23日出荷分から壁紙の販売価格を10パーセント引き上げることを通じた。

(2) リリカラは、前記(1)のサンゲツによる通知が行われたことを確認した上で、平成26年4月1日以降、同年6月23日出荷分から壁紙の販売価格を10パーセント引き上げることを通じた。

(3) シンコールは、前記(1)のサンゲツによる通知が行われたことを確認した上で、平成26年4月14日以降、同年6月23日出荷分から壁紙の販売価格を約10ないし15パーセント引き上げることを通じた。

## 4 合意の消滅

サンゲツは、平成26年8月25日までに、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号）第1条第1項

の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、自社の壁紙の営業責任者に対して前記2(2)の合意を実施しない旨の指示を行い、同日以降、同合意を実施していない。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、壁紙の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における壁紙の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、3社はいずれも独占禁止法第7条第2項第1号に、シンコールアイルは同項第3号に、それぞれ該当する者であり、リリカラ、シンコール及びシンコールアイルについては、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、リリカラ、シンコール及びシンコールアイルに対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成29年3月13日

### 公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 幕 田 英 雄

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子